

岡山県がん対策推進条例新旧対照表

新	旧
<p>(がん登録の推進)</p> <p>第十八条 県は、がん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するため、医療機関、市町村及び医療関係団体と連携して、<u>全国がん登録</u>（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）<u>第二条第三項に規定する全国がん登録をいう。</u>）を適切に実施するほか、<u>医療機関内がん登録</u>（当該医療機関において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。以下同じ。）を推進するものとする。</p> <p>2 医療機関は、<u>医療機関内がん登録</u>を実施し、その成果を生かして、<u>がん医療の水準の向上に努めるものとする。</u></p> <p>3 医療機関は、<u>医療機関内がん登録の実施に当たっては、記録された情報</u>がその利用の目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることがないようとする等、患者の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならぬ。</p>	<p>(がん登録の推進)</p> <p>第十八条 県は、がん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するため、<u>拠点病院等</u>、市町村及び医療関係団体と連携して、<u>地域がん登録</u>（一定の地域内における患者の罹患状況、受療状況、生存率の動向等に関する情報を収集し、登録する取組をいう。以下同じ。）を推進するものとする。</p> <p>2 <u>拠点病院等は、院内がん登録</u>（病院において診断を行った患者の診断、治療、予後等に関する情報を収集し、登録する取組をいう。以下同じ。）を実施し、その成果を生かして、<u>がん医療の水準の向上に努めるものとする。</u></p> <p>3 県及び医療機関は、<u>地域がん登録及び院内がん登録の実施に当たっては、収集された情報</u>がその利用の目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることがないようとする等、患者の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならぬ。</p>